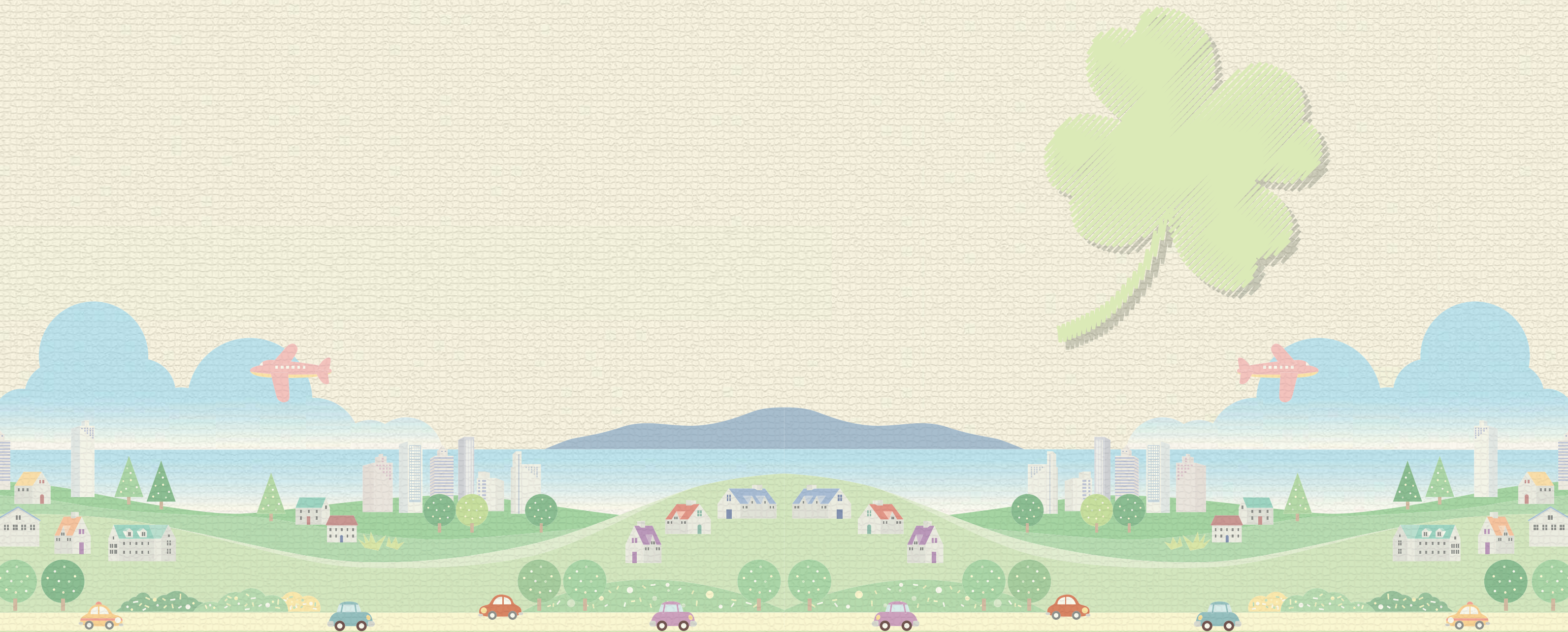


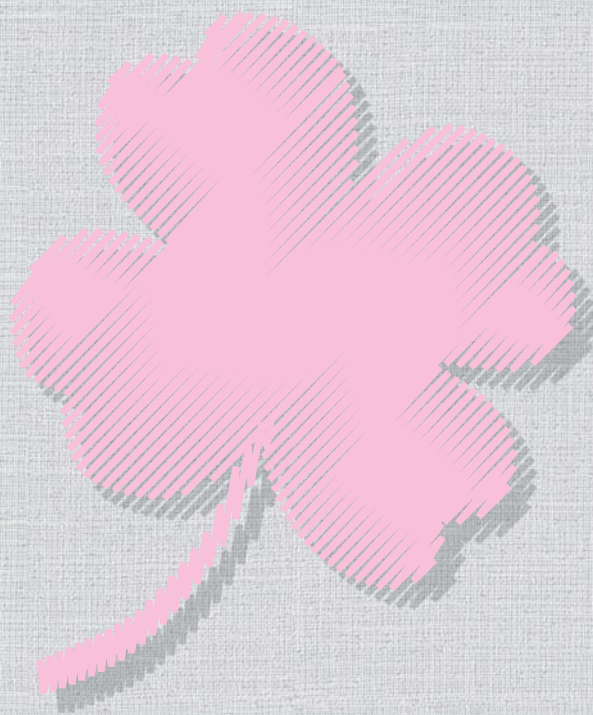
地域福祉活動関係者の 個人情報共有化に関する 取扱いの指針



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

発 行：平成23年3月
発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072
山口県山口市大手町9-6
TEL (083) 924-2828
FAX (083) 924-2847
印 刷：株式会社マルニ

地域福祉活動関係者の 個人情報共有化に関する 取扱いの指針



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

この指針のねらい・読み方・活かし方

指針のねらい	3
この指針を読んでもらいたい方	4
指針の構成	4

地域福祉活動における個人情報の取扱いの現状

1 地域社会を取り巻く状況	5
2 個人情報の取扱いの現状	7
3 ネットワークの構築に向けて	8

地域福祉活動における個人情報の取扱いについて

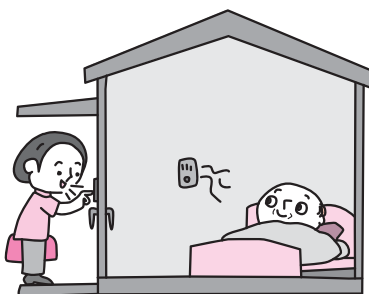
1 基本的な考え方	9
◆個人情報保護法とは	
◆プライバシー侵害とは	
2 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時の原則	12
原則1 目的の明確化の原則	
原則2 収集制限の原則	
原則3 内容の正確、最新の原則	
原則4 利用制限の原則	
原則5 安全保護管理の原則	
原則6 公開の原則	
原則7 個人参加の原則	
原則8 責任の原則	
◆事例1 周南市民生委員・児童委員個人情報保護管理マニュアル	
◆事例2 「福祉員の手引き」	
3 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール	18
ルール1 複数の関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る	
◆包括的同意とは	
◆オプト・アウトの原則とは	
◆事例3 山口市における「災害時要援護者支援制度」	
ルール2 活動関係者間の個人情報の取扱いの方針を確認する	
ルール3 活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的にもつ	
◆事例4 下関市社会福祉協議会豊北支部の小地域福祉推進会議	
ルール4 活動を円滑に進めるために事務局機能の基盤を整える	

1 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ & A	23
◆委員会の協議経過等について	
◆地域福祉活動における個人情報取扱いに関する検討部会委員名簿	

この指針のねらい・読み方・活かし方

指針のねらい

地域福祉活動は、お互いに顔が見える小地域において、日常生活の中で行われている見守りや支え合いが基盤となっています。例えば、「見知らぬセールスマンが、何度も隣の高齢者宅に訪問しているようだ」「同居の息子さんが転勤で家を離れたために、一人暮らしになった」「夫が、庭で転んで骨折したために、買い物に行く車を運転する人がいない」等、日常生活のちょっとした変化に気づくことが、声かけや支え合いにつながっていきます。

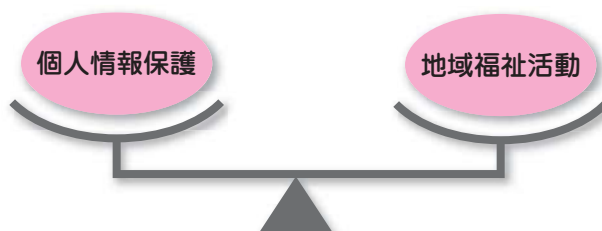


こうした見守りや支え合いは、住民同士によって、日常生活の延長線上で、自然に行われることが前提となります。しかし、住民だけでは支えられない状況にある場合は、福祉員、自治会役員、老人クラブ員、ボランティア等の地域福祉活動関係者が民生委員・児童委員や関係機関に早期に情報を伝えることで、問題解決につながる可能性が広がります。

また、民生委員・児童委員や地区社協関係者、関係機関による気がかりだと感じる方への声かけや見守り活動といった支え合いのネットワークは、支援が必要な方の近隣住民や福祉員、自治会役員、老人クラブ員、ボランティア等の協力なくして、継続していくことはできません。

このように、地域福祉活動において関係者がお互いに連携、協働していくことは、今後ますます必要不可欠になってきます。しかし、個人の尊厳を守るために施行された個人情報保護法への過剰反応の影響もあり、小地域の福祉活動を進めていく上で必要な個人情報の入手や関係者の情報共有がうまくいかず、活動がスムーズに進んでいかないなどの問題もみられます。個人情報保護か地域福祉活動かの二者択一ではなく、地域での支え合いネットワークが構築できるよう対象者の状況等を考慮し、調和をとっていくことが大切です。

個人情報保護と地域福祉活動



そこで、**民生委員・児童委員、福祉員、自治会役員、老人クラブ員、地区社協関係者、ボランティア等の地域福祉活動関係者が、個人情報の取扱いに関する正しい理解を深めるとともに、各地域において関係者間で、地域社会からの支援を必要とする方々に関する情報の共有を進めるために、本指針を作成しました。**

本指針の作成にあたっては、学識経験者、弁護士、民生委員・児童委員、自治会役員、老人クラブ員、社協職員等から構成された委員会において、平素の活動の実態や課題にもとづき、検討を行いました。実態把握には、山口県民生委員児童委員協議会の協力を得て、山口県内の全ての民生委員・児童委員を対象とし「地

域福祉活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」を実施し、山口県内の状況を確認しました。

本指針や今回の実態調査結果が各地域の関係者間で共有され、お互いの顔が見える関係のなかで、地域福祉活動を進めるための情報共有が進んでいくきっかけとなり、各地の活動者間で必要な情報共有に向けた取組へと進むことができれば幸いです。

この指針を読んでいただきたい方

見守り活動等を行う 地域福祉活動関係者

たとえば

民生委員・児童委員、福祉員、自治会役員、
老人クラブ員、地区社協関係者、ボランティアなど

指針の構成

第1章 地域福祉活動における個人情報の取扱いの現状

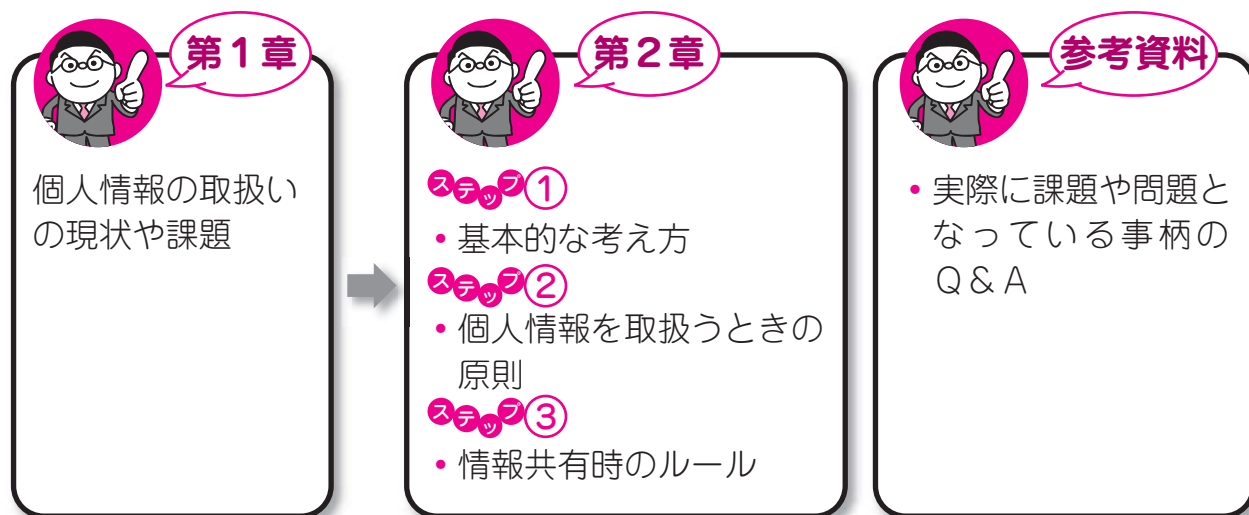
地域福祉をめぐる実態や地域福祉活動における個人情報の取扱いの現状や課題をあげています。**みなさんの地域の実態や個人情報の取扱いについて、どのような課題があるか話し合ってみましょう。**

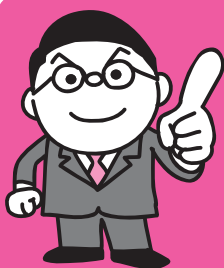
第2章 地域福祉活動における個人情報の取扱いについて

今回の委員会で協議した内容を踏まえ、地域福祉活動関係者自身が個人情報を取扱う時の原則と活動者間で情報共有するときのルールを提案しています。**今、あなたの地域で必要な取組は何ですか？チェック項目により現状を確認し、取組が可能なものから関係者間で協議しルールを検討していきましょう。**

参考資料

地域福祉活動を行う際の個人情報の取扱いに関して、実際に課題や問題となっている事柄についてのQ & Aを掲載しています。活動を進めるにあたっての参考資料としてご利用ください。





第1章

地域福祉活動における
個人情報の取扱いの現状

1

地域社会を取り巻く状況

事例1



65歳女性で一人暮らし、
近隣とのかかわりが
少ない。



食事は
もと美容院であった
自宅店舗の洗髪台と
ストーブで調理。



民生委員・児童委員から
「地域の中で孤立しており
気になる」ということで
相談があった。

社協の支援



社協職員が民生委員・児童委
員と一緒に本人のお宅を訪問。
お話を聞くなかで、生活をして
いくためにキッチンを整えるこ
とが必要であることがわかり、
各種制度も利用して住宅改修をしました。
また、美容師の技術や、趣味である園芸
を活かし、地域とのかかわり（ボランティア
活動等）ができないかと検討中。

事例2



山間部の過疎地に嫁いできた、
地域に知り合いがいない若い子育て世代からの相談。



子育てに悩んでも
相談する知り合いが
少ない。

子どもを預ける場所や友達もなく
美容院にもしばらく行ってない。
ちょっとした息抜きもできず、
ストレスがたまってしまい子どもにあたってしまう。



社協の支援



子育て中の親子が集える場、少しの時間子どもたちを預けられる場づくりを進め
るために、協力者として地元の高校生に呼びかけを行いました。この事業をはじめる
ために、社協職員は、地元高校生を対象に「子育て講座」を実施し、命の大切さや子ど
もとの接し方等について学ぶ機会を設け、子育てサポーターとして要請しています。

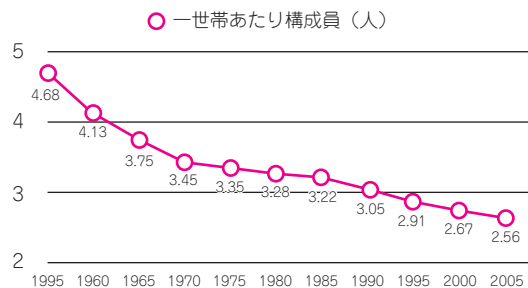
ここに注目！

事例1，事例2のような問題は、私たちの身近に起こっています。

事例のように、身近な相談相手である家族や近隣住民にSOSを出せない状況にあ
る場合も少なくありません。

事例1、2のような問題は、少子高齢化、核家族化等により、家族の中で助け合って問題を解決していく力が弱まっていることと深く関係しています。また、急速な高齢化が進み、高齢者のみの単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えており、自分たちで解決したくても解決しづらい状況になっています。

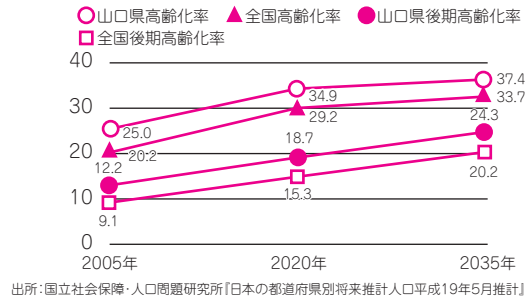
家族の極小化の進行



出所：『国民生活基礎調査』。1995年の数値は兵庫県を除いたものである。

成熟化する高齢社会

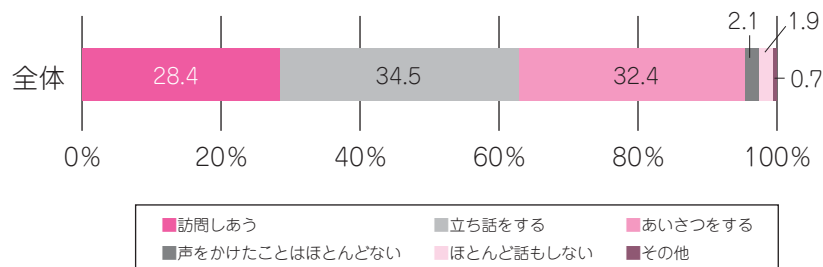
高齢者が中心となって社会を支える状態へ



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口平成19年5月推計」

しかし、日常生活における声かけや支え合いなどの地域福祉活動を支える「近所づきあいの程度」をみると、より親密な関係である「訪問しあう」については、全体の3割の人がそうした関係をもっていることがわかります。これに「立ち話をする」をあわせると全体の6割となります。山口県にはまだまだ相互に助け合う地域の力があります。

近所づきあいの程度



出所：山口県社会福祉協議会、2010、「山口県の地域の力と地域の福祉力向上に向けた提案」。

ここに注目！

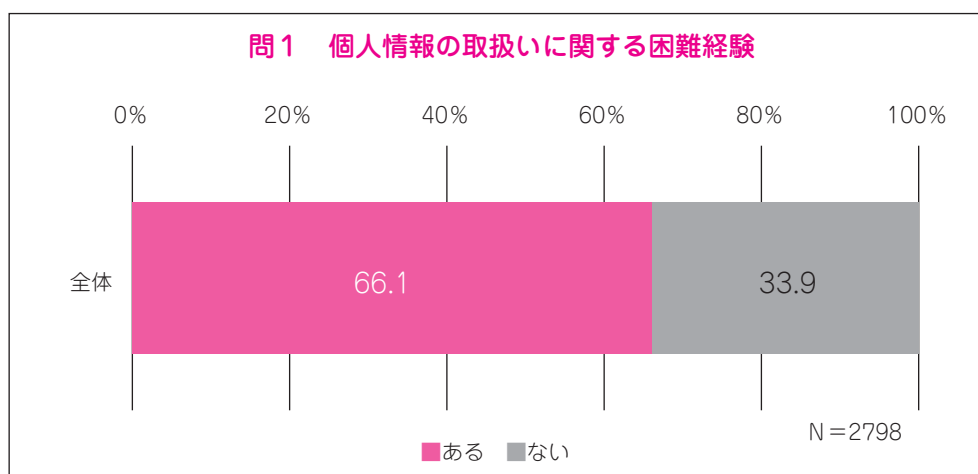
★家族同士で支えられない課題をもちながらも、近隣住民に SOS を出しづらい人も少なくありません。

★しかし、山口県の地域全体をみると、住民同士が支え合う地域の力があります。

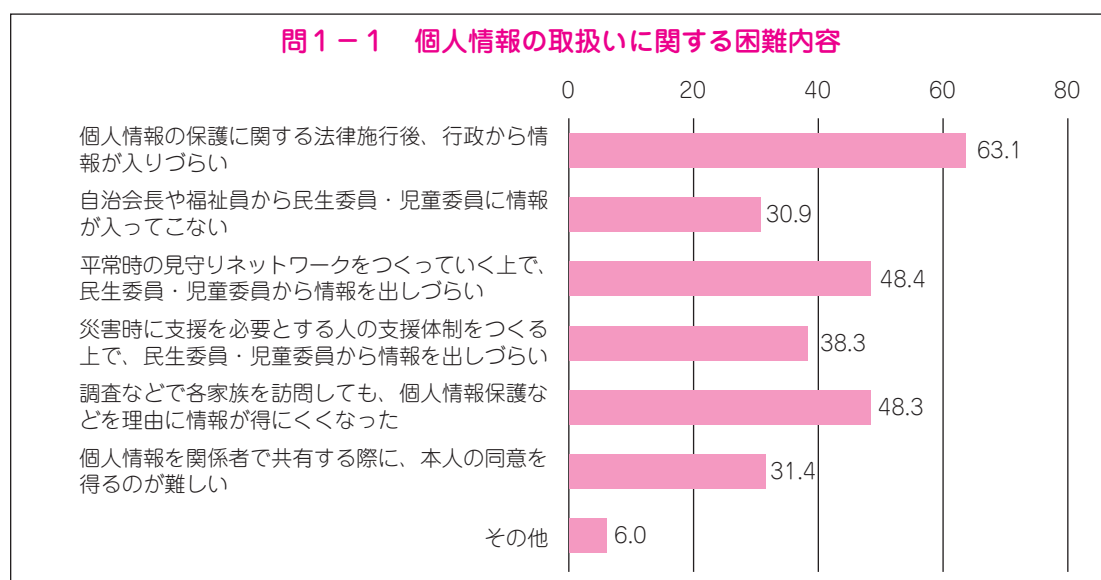
小地域における声かけや支え合いの活動には、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や福祉員、自治会役員等様々な人達が参画しています。

しかし、個人の尊厳を守るために施行された個人情報保護法への過剰反応の影響もあり、小地域の福祉活動を進めていく上で必要な個人情報の入手や関係者の情報共有がうまくいかず、活動がスムーズに進んでいないなどの問題もみられます。

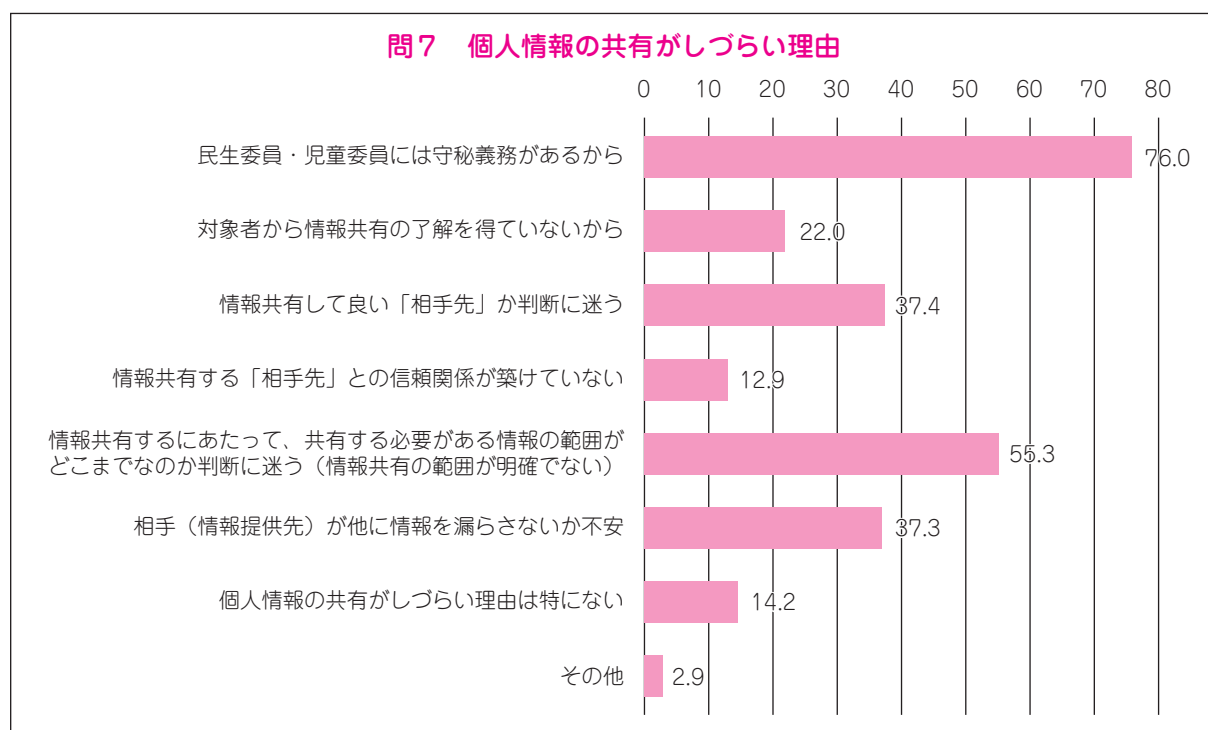
とりわけ、声かけや支え合い活動を支える民生委員・児童委員の活動において、個人情報の取扱いの状況をみると、**全体の7割弱が個人情報の取扱いで困った経験があり**、多くの民生委員・児童委員が個人情報の取扱いに戸惑いを抱えている実態が示されています。



個人情報の取扱いに関する困難な経験とは、具体的には、「行政からの情報入手困難」(63.1%)、「平常時の見守りネットワークをつくっていく上で、民生委員・児童委員から情報を出しづらい」(48.4%)、「調査などで各家庭を訪問しても、個人情報保護などを理由に情報が得にくくなった」(48.3%)といったもので、こうした課題を抱えながら活動が行われているようです。



また、地域福祉活動を進める関係者との情報共有については、「守秘義務」や「情報提供範囲の判断の難しさ」といった理由から、情報共有をしたくてもできない状況にあります。



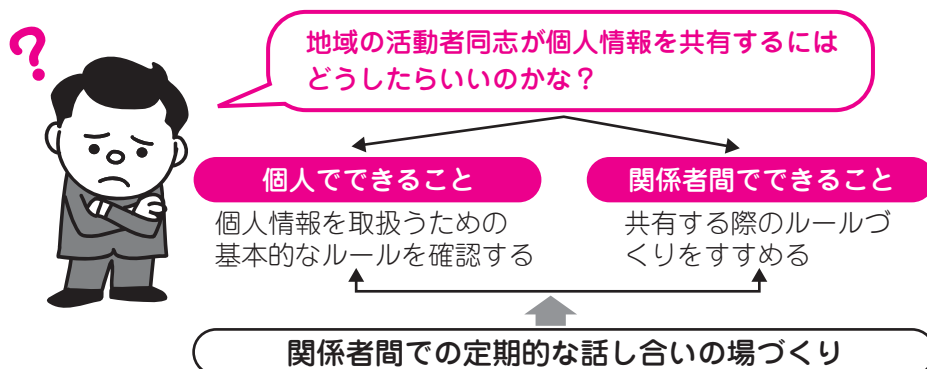
3 ネットワークの構築に向けて

多くの民生委員・児童委員は、個人情報を取り扱う時に課題を感じています。民生委員・児童委員の実態調査から、活動者間の情報共有が進んでいないということが明らかとなりました。このことは、福祉員、自治会役員、老人クラブ員、地区社協関係者、ボランティア等のメンバーにとっても、同様の課題をもちながら活動していることを意味しています。

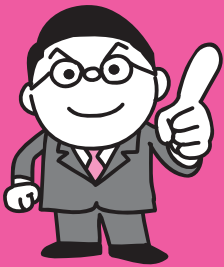
しかし、地域福祉活動には、個人情報の収集、活動者間の共有は不可欠です。そのためには、次のような取組が必要です。

- ・ 地域福祉活動関係者が、個人情報を取り扱うための基本的なルールを確認する
- ・ 関係者が共有する際のルールを検討する
- ・ 関係者間の定期的な話し合いの場を開催する

これらの取組を進めるには、本指針を活用し関係者間で勉強会を実施するなど、具体的なアクションをはじめることが大切です。



第2章



地域福祉活動における 個人情報の取扱いについて

1

基本的な考え方

◆個人情報とは特定の個人を識別することができる情報です。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。（個人情報保護法2条）

具体例…氏名・住所・電話番号・年齢・性別・生年月日・健康状態・勤務先・役職等



解説

個人情報保護法とは

個人情報保護法は、個人情報のコンピュータ処理化によるプライバシー侵害への不安、行政機関の個人情報保護関係法制の整備、現実には発生した個人情報漏洩事件（ヤフー顧客情報の流出、ジャパネットタカラ顧客情報の流出、VISA・マスターカード個人情報の流出等）等が背景となり、民間部門での個人情報の保護が強く求められ、平成17年4月1日に施行されました。

個人情報保護法は、「個人情報取扱業者」に対して、個人情報を取り扱う際の一定の義務（OECD 8原則（経済協力開発機構の理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」）に基づくもの）を定めています。

個人情報保護法で規定する「個人情報取扱業者」とは、過去6ヶ月間に5,000人を超える個人情報を含む個人情報データベース等を事業の用に供している者をさすので、一般的に**民生委員・児童委員、福祉員は、過去6ヶ月間に5,000人を超える個人情報を保有することはないため、「個人情報取扱業者」に該当せず、個人情報保護法の適用はありません。**しかしながら、民生委員・児童委員、福祉員等の地域福祉活動関係者においても、個人情報保護法を遵守することによって、プライバシー（≡個人情報）侵害を防ぐことができるため、個人情報保護法に従った取扱いをする必要があります。

※個人情報保護法：<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>

第2章

地域福祉活動における
個人情報の取扱いについて

◆個人情報プライバシーにかかわる情報が多いため、プライバシー保護のためにも個人情報を適切に取扱うことが必要です。

民生委員・児童委員や福祉員等の地域福祉活動関係者が取得する個人情報の中には、プライバシー（情報）が含まれていることがほとんど（＝プライバシーの範疇は広い）です。

そのため、**地域福祉活動関係者は、個人情報保護法の適用にはなりません、プライバシーの侵害にならないよう、個人情報保護法の規定にそって適切に取扱うことが必要です。**

[⇒解説 プライバシー侵害とは：P 11]

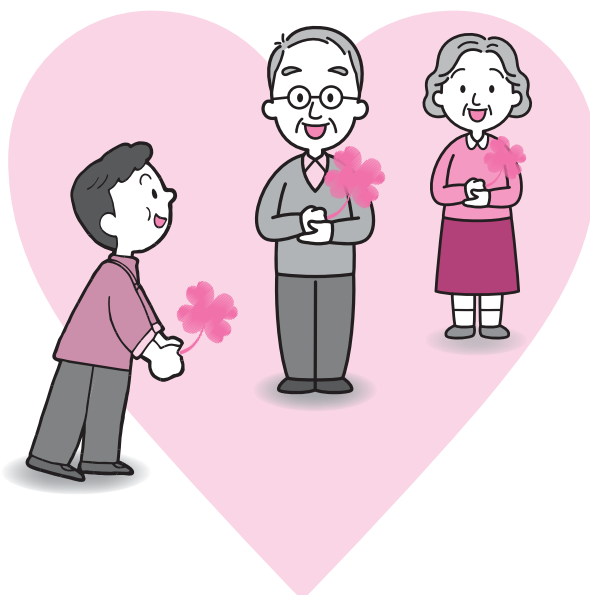
[⇒2 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時の原則：P 12]

◆個人情報を適切に取扱うことが「守秘義務」の遵守につながるとともに、「地域福祉活動関係者間の情報共有」を可能にします。

守秘義務とは、一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた、「職務上知った秘密を守る」べき法律上の義務のことです。地域福祉活動関係者の一人である民生委員・児童委員には、民生委員法により「民生委員は、その職を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」（第15条）と規定されています。民生委員・児童委員の「守秘義務」には、個人の秘密を守るとともに、個人の尊厳を守るという目的が根底にあります。また、福祉員に関しては、法律上の規定はありませんが、活動において同様の義務が求められています。

「守秘義務」を遵守するためには、個人情報保護法にそって適切に取扱うことが必要です。このルールを守って活動することで、プライバシーの保護につながるとともに、相手との信頼関係を継続することができます。また、地域で支援を必要としている方を見守り支えていくためには、活動に関わる関係者が最低限必要な情報を共有することがよりよい支援につながります。**「地域福祉活動関係者間の情報共有」は、情報共有をする関係者が、個人情報の適切な取扱いを守ることによって可能となります。**

[⇒3 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール：P 18]





解説

プライバシー侵害とは

◆プライバシーとは

プライバシーとは、法律上明文の規定はありませんが、一般的に「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」(広辞苑)のことをいいます。

かつては、約50年前の判例(東京地裁昭和39.9.28「宴のあと事件」)によって、以下の3要件を満たすものを「プライバシー」とし、この3要件の該当性を厳しく判断してきましたが、現在は、プライバシーの範疇を広く解しています。

《約50年前の判例によるプライバシーの3要件》⇒法的保護の対象となる

- i 私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれがあり、
- ii 一般人の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ、
- iii 一般の人々にまだ知られていない事柄であること

《現在のプライバシーの具体例》

①氏名・住所・電話番号等の個人識別情報⇒法的保護の対象となる

* 中国の江沢民主席の講演会の主催者である大学が、出席者の氏名・学籍番号・住所・電話番号等を警察に提供・開示した事例(最高裁平成15.9.12)

②前科等にかかわる事実⇒法的保護の対象となる

* 前科等にかかる事実を実名を使用して著作物で公表した事例(最高裁平成6.2.8)

上記のとおり、現在は、①氏名・住所・電話番号等の個人識別情報でもプライバシーに該当すると判断しているため、個人情報とプライバシーはほぼ同じです。但し、プライバシー(≡個人情報)の具体的な内容により保護の必要性に強弱があります。

◆プライバシー侵害とは

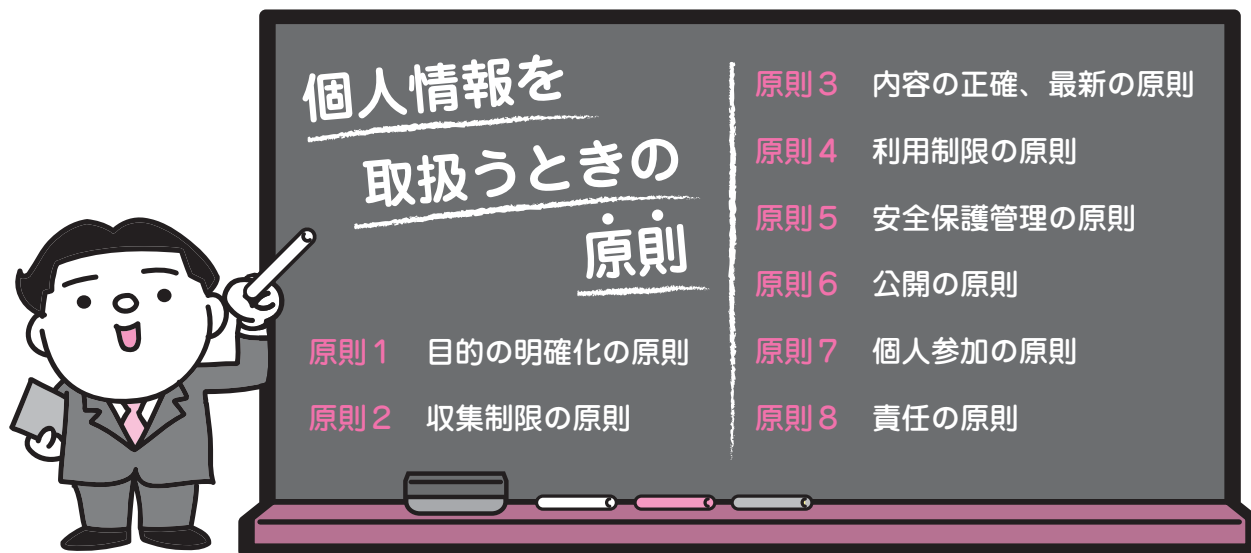
プライバシー侵害とは、プライバシー(≡個人情報)の公表・開示により、本人が不快・不安の念を覚え、公表・開示の態様が違法と認められる場合です。

プライバシー(≡個人情報)侵害が認められれば、不法行為(民法709条・民法710条)に基づく損害賠償責任^{*1}を負うことになります。主たるものは慰謝料請求ですが、慰謝料の金額(損害賠償額)は、プライバシー(≡個人情報)として公表・開示された情報の内容及び公表・開示の態様によって異なります。

^{*1}：「損害」とは：①財産的損害…プライバシー(≡個人情報)の公表・開示による経済的損害(悪質商法・詐欺等の被害)、②非財産的損害…プライバシー(≡個人情報)の公表・開示による精神的損害(慰謝料)



地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う際に留意すべき点を、原則1から原則8にまとめています。「点検項目」をもとに、あなたの普段の活動を振り返りながら「現状を記入」し、「○=できている」、「×=できていない」でチェックしてみましょう。



原則1 目的の明確化の原則

* 個人情報は利用目的を特定して情報収集することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 支援に必要な情報のみを収集していますか
- 利用目的等を本人に伝え、本人の同意を得て情報を収集していますか

現状を記入

○×

原則2 収集制限の原則

* 個人情報を収集するときは、適法・公正な手段により、かつ本人に通知又は同意を得て収集することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 本人以外からの情報は、本人に確認するようにしていますか
- 口頭での同意の場合には、同意の範囲、日時などを書き留めていますか

現状を記入

○×

原則3 内容の正確、最新の原則

* 個人情報の内容は、利用目的に沿ったもので、かつ、正確、最新のものであることが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目	現状を記入	○×
○常に最新の個人情報に更新していますか		

原則4 利用制限の原則

* 収集した個人情報は、本人の同意を得ずに、目的以外に使用しないことが原則です。（ただし、法律の規定による場合を除く。）

* また、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて、個人情報を第三者に提供しないことが原則です。

..... 例外 個人データの第三者提供の例外

以下のような場合には、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができます。

(1) 法令に基づく場合（法 23 条 1 項 1 号）

- （例）・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- ・弁護士会から、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ・地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合
- ・地方公共団体や税務署による税務調査における質問や検査に対応する場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合（法 23 条 1 項第 2 号）

- （例）・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

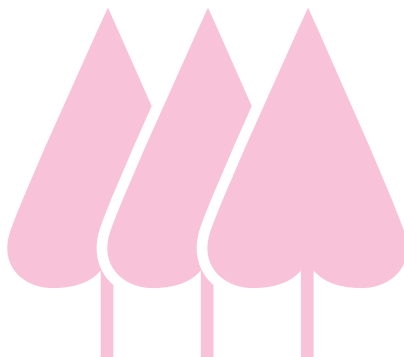
(3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（法 23 条 1 項第 3 号）

- （例）・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合

(4) 国等に協力する場合（法 23 条 1 項第 4 号）

- （例）・税務署等から、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

消費者庁企画課個人情報保護推進室、「よくわかる個人情報保護法」より引用



✓ チェックしてみましょう

点 検 項 目	現 状 を 記 入	○ ×
○ 利用目的以外の使用をしていませんか		
○ 第三者へ個人情報を提供する場合には、その利用目的や内容を確認し、本人に許可をとるなど取扱いに注意していますか		
○ 緊急時の情報提供について、予め本人の同意を得るようにしていますか		
○ 事例として個人情報を利用するときは、個人を特定できないように工夫していますか		

現 状 を 記 入	○ ×

原則5 安全保護管理の原則

＊収集した個人情報の管理は、合理的安全な方法により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点 検 項 目	現 状 を 記 入	○ ×
○ 福祉票等の記録は、コピーしたり、外へは持ち出さないようにしていますか		
○ 不必要になった個人情報は、シュレッダーにかけたり、電子データを確実に削除するようにしていますか		
○ 記録そのものを会議（事例検討等）の資料にしていませんか		
○ 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めていますか		
○ 個人情報の含まれる書類等は、家族の目に触れないように保管していますか		
○ インターネットカフェや図書館等不特定多数が利用する機器で、インターネットやメールで個人情報を扱っていませんか		
○ インターネット等で情報をやりとりする場合は、送付先メールアドレスの確認を十分行っていますか		
○ 万が一個人情報の漏えい（紛失、盗難）等の問題が発生した際の手続きが確認されていますか		
○ 民生委員・児童委員や福祉員の任期終了後は、記録等を破棄し任期中に知り得た個人情報を口外してはいけないことを知っていますか		

現 状 を 記 入	○ ×

原則6 公開の原則

*収集した個人情報は、利用目的や管理等を本人の知り得る状況にしておくことが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 提供された情報について、本人が確認できることを伝えていますか

現状を記入

○×

原則7 個人参加の原則

*収集した個人情報は、本人の求めに応じて、保有している個人情報を開示し、修正を行うことが原則です。また、本人の求めがあれば、個人情報の利用を停止することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 本人の求めに対応できるように、情報を一元管理するなどの個人情報の整理をしていますか

現状を記入

○×

原則8 責任の原則

*個人情報の管理者は、原則1から原則7が実施できるよう必要な体制の整備を行うことが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 苦情、問題発生時の対応を決めていますか
- グループ内で個人情報の取扱いについて話し合う機会がありますか
- グループ内で個人情報の取扱いのルールが定められていますか

現状を記入

○×

事例1 周南市民生委員・児童委員個人情報保護管理マニュアル

《マニュアルの概要》

周南市民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員が地域福祉活動を行う中で取扱う個人情報について、その取扱いの共有化を図るために、平成22年11月に「周南市民生委員・児童委員個人情報保護管理マニュアル」を作成されました。

民生委員・児童委員は、個人情報取扱事業者の対象ではありませんが、**マニュアルの中で、周南市民生委員・児童委員協議会として、「情報管理者」や「情報管理担当者」等を任命し、個人情報の取扱いに関する管理体制を整えています。また、「情報収集時の守るべき事項」や「個人情報等の保管管理」、「コンピューターウイルス対策」、「緊急時対応、事案の報告」等、多岐にわたって、具体的な対応策をマニュアル化しています。**

今後は、民生委員・児童委員が、このマニュアルを活用し研修会等を通じて広く普及啓発に努められる予定です。

このように、マニュアルとして、活動方針を示し共有していくことは、民生委員・児童委員が地域福祉活動を行う上での負担感を軽減し、安心して対象者と向き合える基盤づくりにつながります。

周南市民生委員・児童委員個人情報保護管理マニュアルの概要

○作成者：周南市民生委員・児童委員協議会

○マニュアルに盛り込まれている内容

1. 個人情報保護管理体制
3. 個人情報等の保管管理
5. 緊急時対応、事案の報告

参考資料

・個人情報保護に関するQ & A

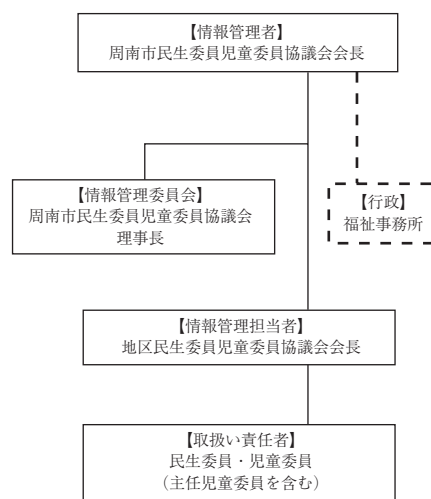
2. 情報収集時の守るべき事項

4. コンピューターウイルス対策

・「個人情報保護」学習資料ケーススタディー

○個人情報保護管理体制

周南市民生委員・児童委員協議会
個人情報保護管理体制図



1. 個人情報保護管理体制

(1) 管理体制の確立

民生委員・児童委員は、個人情報取扱事業者の対象ではないが、個人情報保護法の趣旨に添った行動をとることが求められます。そのためには周南市民生委員児童委員協議会として、個人情報の取扱いに関する管理体制の確立が必要であり、次のような管理体制とします。

◎参考資料◎
①個人情報等取り扱い事業者

【情報管理者】

周南市民生委員児童委員協議会会長
情報管理者として、本会の関わる保有個人情報を適切に管理する。

【情報管理担当者】

地区民生委員児童委員協議会会長
情報管理者を補佐し、本会の関わる保有個人情報の管理に関する業務を担当する。

【取扱い責任者】

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）
個人情報を直接扱う際の直接責任者とする。

【情報管理委員会】

周南市民生委員児童委員協議会（情報管理委員）
本会は、個人情報保護等、情報管理に関する重要事項を協議する。

.....
ここがポイント
.....

事例1は、民生委員・児童委員ひとりひとりが、個人情報を取扱う際の留意点を書面（マニュアル）にし共有化を図っています。

事例2 「福祉員の手引き」

《福祉員の手引きの概要》

本会では、地域住民の皆さんから選出された「福祉員」に、スムーズに地域福祉活動に参加いただけるように、「福祉員の手引き」を作成し、地域の現状や福祉員の役割、活動事例等を紹介しています。

なかでも、地域福祉活動を進めていくうえで気をつけるポイントを「福祉員の心構え 10 か条」として定め、守秘義務の徹底や民生委員・児童委員等との連携など地域福祉活動者としてのルールをお伝えしています。

福祉員の手引きに掲載している「福祉員の心構え 10 か条」は、福祉員が活動を進める上で、取るべき態度や進むべき方向を示したもののようですが、このような活動の拠り所となる指針を基盤とし、情報共有を行う民生委員・児童委員や福祉員、自治会関係者、老人クラブ員等の関係者間で、個人情報の取扱いについての確認を行うことが大切です。

Ⅶ.福祉員の心構え10か条

第1条 自分の家族の理解と協力を得ましょう。

活動を行うためには、まずは福祉員の役割・活動内容について、自分の家族の理解と協力が必要です。

第2条 活動を生活のリズムの中に取り入れましょう。

一度に多くのことをしようとすると無理がきます。余裕をもって、できることから始めましょう。活動には、継続性が必要です。

第3条 相手の気持ちになって行動しましょう。

難しいことですが、大切なことです。「してやっている」という考えは禁物。相手の人柄を常に尊重することを忘れないでください。

第4条 約束は守りましょう。

活動の中で約束したことは、きちんと果たしましょう。

第5条 秘密は守りましょう。

活動上知りえた秘密（プライバシー）は、むやみに口外しないよう気をつけましょう。

第6条 まわりの人々の理解と協力を得ましょう。

実りある活動に結びつけるためには、近隣住民、ボランティアなどの理解と協力が不可欠です。

第7条 民生委員・児童委員との連携に努めましょう。

自分の地区の民生委員・児童委員と、日頃から連絡を密にしてください。小地区活動では、民生委員・児童委員との協働活動が大切です。

第8条 難しい問題は、ひとりで抱えこんだり、判断・行動したりしないようにしましょう。

難しい問題は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政など関係機関と連携して、問題解決に努めましょう。

その際は、連携に必要な「ほうれんそう」を実行してください。

「ほう」=報告、「れん」=連絡、「そう」=相談

第9条 地区の社会資源を把握しておきましょう。

社会資源とは、施設や人、サービスなど、ニーズを満たすために利用できるものの総称で、いざというときにどうすればよいかを考える材料になります。研修会などに参加して、それらの知識を身につけるようにしましょう。

第10条 自分の活動を定期的に点検してみましょう。

活動を的的に点検することで、もっとよい方法が見つかったり、逆に見直さなければならないところがでてくるかもしれません。点検のためには、日々の活動を記録しておくことが必要です。

.....
ここがポイント
.....

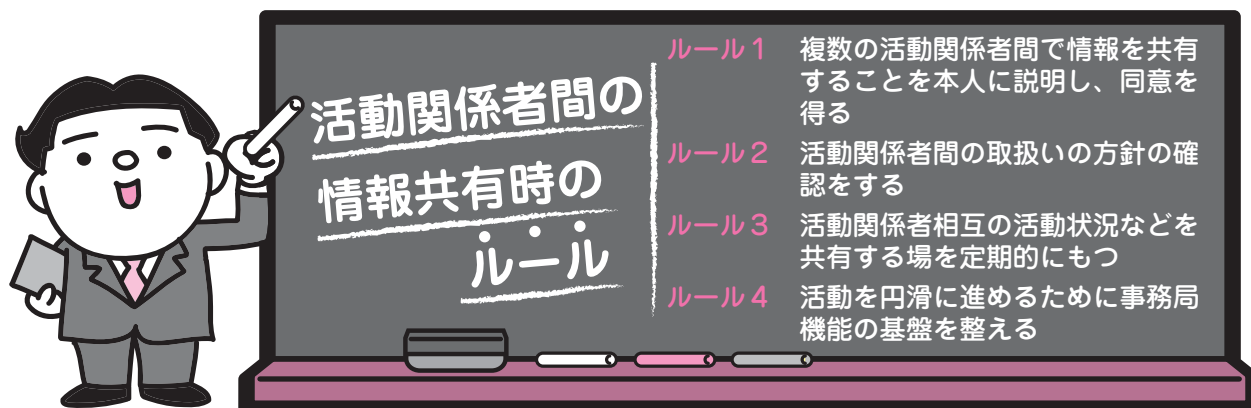
事例2は、福祉員のように、個人にかかわる地域福祉活動関係者に、活動の心構えとして秘密を守ること（守秘義務）やプライバシーへの配慮が大切であることを伝えています。

第2章

地域福祉活動における
個人情報の取扱いについて

小地域における見守りや支え合い活動といった地域福祉活動において、関係者が情報共有を図るために留意すべき点を、ルール1からルール4にまとめています。

「点検項目」をもとに情報を共有しあう地域の状況を振り返りながら「現状を記入」し、「○=できている」、「×=できていない」でチェックしてみましょう。



ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る

* 複数の活動関係者間で情報を共有する目的や情報を利用する活動内容等をわかりやすく本人に説明し、同意を得て情報を収集しましょう。情報共有を進める方法として、包括的同意やオプト・アウトの原則があります。本人からの同意の得方もその後の支援活動を左右するものです。どのような方法が地域に馴染むのかによって、同意の得方を決めることが大切です。



解説

包括的同意とは

包括的同意とは、その人への支援活動という目的の範囲内で、予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階で了承を得ておくことを指します。支援開始時の簡単な契約といえます。当然、その方への支援に関係ない使用（目的外使用）や第三者提供、当初全く想定していなかった機関等への連絡報告をする必要が出てきたときには、改めて本人同意を取る手続きが必要となります。

全国民生委員・児童委員連合会、2006、「個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点」より引用



解説

オプト・アウトの原則とは

あらかじめ本人の同意を得ていれば、個人情報を第三者に提供することができるという原則。個人情報保護法第23条第2項にはより詳しく「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること 二 第三者に提供される個人データの項目
三 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること」と規定されています。

全国民生委員・児童委員連合会、2006、「個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点」より引用

✓ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点 検 項 目

- 個人情報共有する活動の目的や内容は明確になっていますか
- 情報共有するメンバーは決まっていますか
- 本人や家族の不利益にならないよう、共有する個人情報の内容は必要最小限に留めていますか

現状を記入

○×

事例3 山口市における「災害時要援護者支援制度」

《調査方法の概要》

山口市では、在宅の「障がい者」や「一人暮らしの高齢者」など、災害時に自力では避難が困難で支援を必要とする方を「災害時要援護者」として登録を行い、一人ひとりの「避難支援プラン」を作成して、関係機関をはじめ地域の共助により支援する制度に取り組んでいます。この登録申請にあたっては、情報共有を行う目的（災害時の移動支援や防災情報等の提供のため）や関係者（民生委員・児童委員や福祉員等）を明確にした上で、情報提供について同意を得るとともに、目的以外に使用しないことや、特定の関係者以外には提供しないことを説明しています。

これは、災害支援のように、地域の中でお互いに支えあう活動は、様々な関係者との情報共有が不可欠ですが、**情報共有を図るには、本人からの同意を得ることが前提となるからです。**

複数の関係者が情報共有することが想定される場合は、山口市における要援護者支援制度のように、申請時にあらかじめ「使用目的」や「情報共有を行う関係者」を特定し、本人からの同意を得ることで情報共有を進めることが可能となります。

こうしたことにより、地域の関係者間で作成する要援護者一人ひとりの支援マップの作成等が、可能となっています。

山口市の災害時要援護者支援制度の概要

○実施主体：山口市

○申請対象者

- 65歳以上のひとり暮らしの者
- 75歳以上のみの世帯の者
- 寝たきりの者（要介護3以上）
- 認知症（要介護3以上）の症状を有する者
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている者
- 療育手帳（A）の交付を受けている者
- その他上記に準じる者

○情報共有のメンバー

- 市の関係部署
- 支援関係機関等（自治会、自主防災組織、山口市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び福祉員）

申請書の書面にて、①情報共有の目的、②情報を共有するメンバーを明記し、同意を得て、申請の受け付けを行う

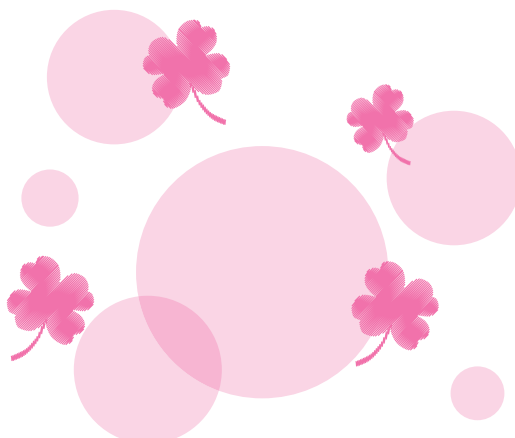
この物語は、日本の文化と歴史を伝える重要な資料である。山田孝典

事例3のように情報入手時にあらかじめ情報共有を行う関係者を特定し本人からの同意を得ることで情報共有がすすみます。

* 情報共有を行う活動関係者間で、個人情報の取扱い方針を確認しましょう。

☒ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点 検 項 目	現状を記入	○ ×
○ 情報を共有するメンバーで、 活動以外で個人情報 を利用しないこと が確認できていますか		
○ 情報を共有するメンバー以外には、 個人情報を漏 らさないこと が確認できていますか		
○ 情報を共有するメンバー それぞれが、個人情報の 安全保護管理を徹底 していますか		



ルール3 活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的にもつ

＊情報共有を行う活動関係者間で、お互いの活動や情報共有を行える場を定期的にもつ仕組みをつくみましょう。

✓ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点検項目	現状を記入	○×
○情報共有を行う活動関係者の活動内容等を共有する機会がありますか		
○気がかりな対象者の個別の事例について話し合う機会が定期的にありますか		
○活動を通じて感じる地域の課題を出し合う機会がありますか		
○地域の課題解決に向けて、関係者で連携、協働して活動していますか		

事例4 下関市社会福祉協議会豊北支部の小地域福祉推進会議

《事業の概要》

下関市社会福祉協議会豊北支部では、平成2年から小地域（概ね民生委員・児童委員の担当地区ごと）で、小地域福祉推進会議（需給調整会議）を年に2～4回開催しています。この会議は、見守り活動の状況等を関係者で確認するとともに、地域の福祉問題を発掘し関係者が共有することを目的としています。豊北町内には、39の小地域福祉推進会議が設置されており、会議は、福祉員（自治会長）、民生委員・児童委員、振興協議会、老人クラブ、女性部、郵便局、青年団、子ども会などのメンバーで構成されています。

会議では、見守り活動に参加する福祉員（自治会長）、民生委員・児童委員、郵便局員等が、支援が必要な住民一人ひとりについて、最近の体調や生活の様子等の近況を報告し共有しています。また、特に気になる住民について見守りの方法や緊急時の対応等を検討する場になっています。こうした話し合いから、地域の困りごとや危険箇所等のニーズが出てくることもあり、小地域福祉推進会議が地域課題の発見、共有の場にもなっています。

小地域福祉推進会議の概要

- 実施主体
地区社会福祉協議会
- 開催エリア
概ね民生委員・児童委員の担当エリアごと
- 構成メンバー
民生委員・児童委員 福祉員（自治会長） 老人クラブ会員 郵便局員 等
- 開催頻度
年に2～4回

○ある日の小地域福祉推進会議の様子

《小地域福祉推進会議 次第》

平成21年度第1回 ○○地区小地域福祉推進会議 次第
進行：○○地区小地域福祉推進会議 グループ長
○グループ長あいさつ
○地区社協会長あいさつ
○市社協あいさつ
《協議題》
1. 相互支援・見守り体制づくり及び問題点について ・見守り対象者の状況報告等
2. 住民支え合いマップの更新について
3. その他
○お礼のことは：地区社協副会長

《見守り対象者の状況報告》

氏 名	支援状況	相互支援者
山口太郎	・郵便受けを確認 ・特に変わりなくお元気	★★民生委員 ○○福祉員
社協花子	・週1回配食サービス時に声かけ ・カーテンの開け閉めの確認をお隣に依頼 ・月に1回程度息子さんが帰郷	◎◎老人クラブ会員 お隣の▲▲さん
福祉夫妻	・郵便受けを確認 ・奥さんがデイサービスを利用開始	○○福祉員

大手町地区

.....
ここがポイント
.....

事例4は、地域で見守りを行う関係者が集い協議する場をもち、地域の情報共有を進めています。

ルール4 活動を円滑に進めるために事務局機能の基盤を整える

* 活動関係者間の情報共有が進むよう、情報管理や共有の場づくりをすすめる事務局を明確にし、活動が円滑に進む基盤づくりをすすめましょう。

☒ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・

点 検 項 目	現状を記入	○×
○個人情報等の台帳管理はできていますか		
○情報共有を図るためのルールを明文化していますか		
○個人情報の取扱いや情報共有を図るために、活動関係者間の研修をおこなっていますか		
○情報共有を行う会議や話し合いの場を定期的に開催していますか		
○地域福祉活動を円滑に進めるために個人情報管理や情報共有を推進していく組織（事務局）がありますか		



参考資料

1

地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ & A

地域福祉活動を行う中で個人情報保護に関して実際に課題や問題となっている事柄について作成された既存資料のQ & Aを一部修正し掲載しています。

【情報の取得に関する項目】

Q 1

個人情報保護法施行後は、民生委員・児童委員や福祉員等として地域の行事に参加する際にも高齢者についての会話などに加わりやすく、様子などが把握しにくくなったと感じるのですが…。

A

住民が知人や隣人のことを気遣って、他の人に様子を伝えることはごく自然のことですので気になさることはありません。そうした口頭での情報を入手しても、それは法の範囲外と考えられますので、普通に会話に加わって差し支えないでしょう。むしろ、課題になるのは第三者に漏らしてしまうことです。サービスの利用等のために第三者へ情報提供の必要が生じた場合には、本人の同意を得ておくことが必要です。

Q 2

今までは担当地区の中でも少し離れた世帯の場合などには、近隣の方から普段の様子を聞いていました。しかし、そうした近隣からの情報収集を続けて差し支えないのか、不安を感じています。

A

適宜、直接訪問活動をされていて、それに加えて近隣の方に日常の様子を聞かれるのであれば、その世帯の方（本人）に、口頭でよいので説明をしておかれるのが良いでしょう。
近隣の方には不必要に多く伝えないなど個人情報の取扱いに留意しつつ、そうした丁寧な活動の積み重ねによって信頼関係を築くことが大切です。

Q 3

災害対策として高齢者等を対象にアンケート調査を実施したものの、判断ができないためかご本人からは十分な回答が得られない部分があるため、近隣の方に様子を聞きたいのですが…。

A

まずは同居の方に聞くべきことですが、それができない場合ならば口頭でよいので本人に「災害時には近隣の相互協力が大切なので、隣の方にもお話を聞いてよろしいか」等その旨を説明してから、近隣の方に聞くことです。双方にアンケート調査の目的、回答（個人情報）の取扱いについても丁寧に説明することが大切です。

Q 4 昨年度、行政からの調査依頼に協力した際に示された高齢者一覧表をもとに、最新の名簿を整理したいのですが、昨年度分に載っている方々については、そのまま利用してもよいのでしょうか。

A 行政から提示された時の目的に照らして考えてみる必要があります。行政が本人に承諾を得たうえで、民生委員・児童委員や福祉員等に情報提供したと考えられますが、地域福祉活動としてその個人情報を保有し、活用していくのであれば、そのことについてあらかじめ本人に説明し承諾を得ておくことが大切です。

また、新たに行政から提供を受ける場合には、提供について本人からの同意を得ておいてもらうとよいでしょう。

Q 5 児童虐待などの問題を早期発見するためには、訪問活動のための基本的な情報が重要ですが、行政からの情報を得られない上、最近の家が玄関に表札もなく、調査などにも拒否的で訪問しても会えないなど、そもそもの関係を築きにくく手がかりもないのですが…。

A 地道に接触を試みることは大切なことです。たとえば、会えなくてもメモを入れて来るなどの活動の積み重ねと、周辺からの情報により、早期発見に繋がるケースは多くあります。

また、調査・訪問活動について、行政と方法を確認し合うことも必要となります。

Q 6 行政からの名簿の提供が減り、特に障害者関係が把握しにくくなったため、災害時など対応できないのではないかと心配です。

A 行政の担当者とはよく相談のうえ、災害時に対応するための情報の要・不要を精査する必要があるでしょう。また、日頃から関係者とのネットワークをつくっておくことが重要ですし、その中で、災害時に確認を行う方々の名簿を管理するだけでなく、どのように取り扱っていくか、個人情報保護について理解したうえでルールづくりをすすめることが大切です。

【第三者提供の制限に関する項目】

Q 7 守秘義務ばかりが強調されることにより、民生委員・児童委員や福祉員等として他団体との相互協力体制が揺らいでしまっているのでは？

A 適切な個人情報の取扱いのもとで関係機関・団体ともより強固な信頼関係が築けるわけですので、互いにどのような体制にあるか等を、確認し合うことが大切です。そこから情報の共有化による、よりよい活動や協力体制が展開できると考えられます。

Q 8 町内会、自治会役員や近隣の方から高齢者宅の電話番号などの問い合わせがあっても、お答えできず、何かの時に協力が得られなくなるのではないかと気がかりです。

A 問い合わせの目的を聞いてご本人に確認してから、お知らせするとよいでしょう。住民の身近な存在である民生委員・児童委員や福祉員等だからこそ、それぞれの判断能力に合わせた懇切・丁寧な説明ができるのですから、「同意を得る手続き」は支援において必要な説明のためのコミュニケーションととらえて、活動のルールづくりをすすめていくことが大切です。

Q 9 個人情報保護法ができたことにより、学校や地域社会において名簿を作成・配布することはできなくなったのですか。

A そういうことはありません。

個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。これを配布するときに本人の同意が必要になります。具体的な手続きの例などについてはQ 10 をご参照ください。

Q10 名簿を配布するには、どのようにすればよいですか。

A 個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者は、以下いずれかの手続きを行えば、名簿を配布（つまり第三者提供）することができます。

(1) 配布する際に本人の同意を得る場合

（例）個人情報取扱事業者である学校においてクラス名簿や緊急連絡網などを配布する場合、入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者に配布する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

※ 例えばクラス全員から同意が得られなかった場合にも、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配布はできます。

(2) 同意に代わる措置を取る場合

以下の（i）から（iv）についてあらかじめ、1）又は2）のいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配布することができます。

1）本人に郵便、電話、電子メール等で通知する

2）事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く

（i）利用目的（例 緊急連絡網として配布）

（ii）名簿の内容（例 氏名、住所）

（iii）提供方法（例 関係者へ配布）

（iv）本人の求めにより名簿から削除すること

※この際、本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなくてはなりません。

Q11 個人データの第三者への提供にあたって、利用者本人の同意を得る場合、書面で同意を得る必要があるでしょうか。

A 利用者本人から同意を得るべき局面としては、個人情報の目的外利用の場合と、あらかじめ定めた者以外の第三者への提供の場合がありますが、法やガイドラインでは、本人の同意を得る方法について特に定めてはいません。したがって、面談や電話により口頭で行うことで可能です。その場合には、同意を得た日時やその状況などについて記録をとっておくことが必要です。

ただし介護保険制度・障害福祉サービス事業では、居宅サービス事業、居宅介護支援事業等においてサービス担当者会議等で個人情報を利用する場合には利用者の同意をあらかじめ文書により得ていることが必要とされているので、個々の事業に関する省令、通知等を参照してください。

Q12 本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合には、どのような例がありますか。

A 以下の場合、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができます。

(1) 法令に基づく場合

(例)

- ・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく調査関係事項照会があった場合
- ・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ・地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、不動産会社、マンション管理会社・管理人等に対して、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合
- ・地方公共団体や税務署による税務調査における質問や調査に対応する場合
- ・事業者が、犯罪収益移転防止法に基づき疑わしい取引の届出を行う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

(例)

- ・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合
- ・暴力団等の反社会的勢力情報や業務損害行為を行う悪質者情報を、企業間で共有する場合

(3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

(例)

- ・地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合

(4) 国等に協力する場合

(例)

- ・税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

【適正・安全な管理に関する項目】

Q13 活動で収集した要援護者名簿等が漏えい、流失した場合、責任の所在はどこになりますか。

A この場合、情報を管理している者は、被害者に対して損害賠償（慰謝料支払）責任を負う可能性はありますが、それは、情報を管理している者に個人情報の管理に過失がある場合です。「管理に過失」とは、大切な情報を取り扱う者に通常要求される程度の義務を果たさなかったという意味です。ですから、要援護者名簿を施錠した金庫の中に保管していたところ、鍵が壊されて盗まれてしまった場合には「過失」がなく責任を負いません。「個人情報保護の取扱い方法」等を作成し、その管理ルールをきちんと守ること、さらに、万が一漏えい等の事故が発生した場合には、迅速に、その反省を生かした再発防止策をとることが大切と言えます。

出典) 全国民生委員・児童委員連合会, 2006, 「個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点」: 17-19

出典) 独立行政法人国民生活センター, 2005, 「最近の個人情報事例にみる動向と問題点」: 5

出典) 全国社会福祉協議会, 2006, 「社協活動における個人情報保護の考え方」: 8-10

出典) 内閣府, 「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」

出典) 札幌市社会福祉協議会, 2010, 「福まち活動の手引き [個人情報取扱編]」: 13



委員会の協議経過等について

日 時	日 程
第1回 平成22年 7月12日(月) 13:00~16:30	部会の目的及び運営について 「個人情報保護とプライバシー」について 「地域福祉活動における個人情報の取扱いやプライバシーへの配慮の現状」 「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」について
調査の実施 平成22年 8月~9月14日	調 査 名: 「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」 調査対象: 山口県内の民生委員・児童委員 3,747 名 ※調査結果の詳細は別冊に報告書としてまとめ市町に配布
第2回 平成22年 11月29日(月) 13:00~16:00	個人情報取扱いに関する実態調査の概要について 地域福祉活動における個人情報取扱いに関する指針素案について
第3回 平成23年 2月14日(月) 10:00~12:00	地域福祉活動関係者の個人情報共有化に向けた取扱いの指針案について

地域福祉活動における個人情報取扱いに関する検討部会 委員名簿

平成22年7月12日~平成23年3月31日

	氏 名	所 属	役 職 名
委員長	高 野 和 良	九州大学大学院人間環境学研究院	准教授
委 員	石 原 詠美子	山口県弁護士会高齢者障害者権利擁護センター委員会委員長	弁護士
委 員	山 村 敏 史	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会豊北支所	支所長
委 員	角 野 有 三	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会本部・山口支部	地域福祉推進担当主幹
委 員	田 中 實	山口県民生委員児童委員協議会	顧問
委 員	小 田 敏 雄	山口県自治会連合会	会長
委 員	末 富 喜美子	山口県老人クラブ連合会	女性部副部長・理事
委 員	佐 田 邦 男	山口県健康福祉部厚政課	調整監
委 員	澤 村 有利生	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	事務局次長

(役職は、平成23年3月時点で掲載)

【オブザーバー】

山口県民生委員児童委員協議会
山口県厚政課 地域保健福祉班

会 長 山本 國博 (平成23年2月~)
主 任 河野 千里

【事務局】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会地域福祉部
 〃
 〃 地域福祉班・ボランティアセンター
 〃
 〃
 〃

部 長 高木 和男
副 部 長 中屋 文男
主 任 大倉 福恵
主任主事 吉木 伸行
主任主事 大石 美保
主 事 福田 惇一